

令和7年3月18日より 電子処方箋の発行を始めます！！

電子処方せんってなに??

電子処方せんとは、これまで紙で発行していた**処方せん**を**電子化**したものです。

利用するメリット

①：複数の医療機関・薬局間での情報共有が可能に！！

複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報を医師・薬剤師と共有することができます。同じ成分のお薬をもらうこと（重複投薬）や良くないお薬の飲み合わせを防ぐことができ、安心安全な医療に繋がります。

②：自分のお薬情報が確認できる！！

マイナポータルでご自身の直近のお薬情報を確認することができます。飲み合わせの確認等が可能になり、日常生活におけるお薬関連のリスクを抑えることができます。

③：お薬の受け取りが便利になる！！

処方せんが電子化されるため、薬局に処方せん情報をあらかじめ送ることができます。

電子処方せんをご利用頂くには・・・

①利用する調剤薬局が**電子処方せん対応薬局**になっている必要があります。

②受付（申し出）方法

マイナ保険証の場合

顔認証付きカードリーダーで「電子処方せんを希望」を選択する。

従来保険証の場合

外来診療時に電子処方せんを使用したい旨を医師へ伝える。

～ポイント～

- ・電子処方せんの使用期限は交付日を含めて**4日以内**です。【従来の処方せんと同様】
- ・従来の『処方せん』の代わりに引換番号が記載された『処方内容（控え）』を発行しますので、**電子処方せん対応薬局へ提出**してください。
(FAXコーナーから事前FAXも可能です。)

電子処方せんに対応する薬局はこちらからでもご確認いただけます！！

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushitsu.html

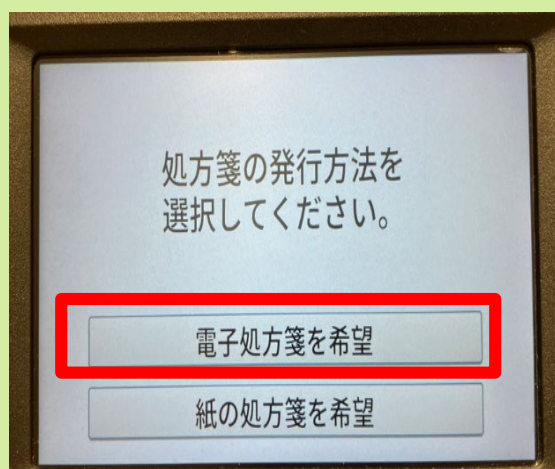


電子処方箋の申請方法について

マイナンバーカード
での受付



電子処方箋を希望される方は、下記のように選択して下さい。



保険証での受付



外来診察時に、電子処方箋を使用したい旨を医師へお伝えて下さい。

電子処方箋の期限は交付日を含めて
4日以内です。



～電子処方箋に対するQ&A～

Q: マイナンバーカードがないと電子処方せんは選択できないのか?

A: 資格確認書又は健康保険証のいずれで受付した場合でも電子処方せんを選択することができます。資格確認書又は健康保険証の場合は、医師・歯科医師が患者の意向確認等を行い、電子処方箋を発行します。※各診察室でお申し出ください。

Q: 電子処方せんに対応できる薬局はどのように探したらよいのか?

A: 電子処方箋対応薬局は、患者自身で探していただくことをお願いしておりますので、かかりつけの薬局にまずはご確認ください。なお、厚生労働省等のHPからご確認くださいことが可能となっております。